

経済産業省

官 印 省 略

20240318保局第2号

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年4月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈(20210317保局第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（２０２１０３１７保局第１号）の一部を改正する規程

新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１条 （略） <u>【取扱者以外に対する侵入防止措置】（省令第３条の２）</u> 第２条 <u>機械器具及び母線等（以下、この条において「機械器具等」という。）を屋外に施設する太陽電池発電設備であって、小規模発電設備であるもの（一般用電気工作物であるものを除く。次項において同じ。）は、次の各号により当該太陽電池発電設備を設置する場所に取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じること。ただし、土地の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りでない。</u> 一 <u>さく、へい等を設けること。</u> 二 <u>出入口に立入りを禁止する旨を表示すること。</u> 三 <u>出入口に施錠装置を施設して施錠する等、取扱者以外の者の出入りを制限する措置を講じること。</u> 2 <u>機械器具等を施設する太陽電池発電設備を次の各号のいずれかにより施設する場合は、第１項の規定によらないことができる。</u> 一 <u>工場等の構内において、電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第４号。以下この条において「電技解釈」という。）第三十八条第三項第一号イからハまでに掲げる方法により施設する場合</u> 二 <u>機械器具等を次のいずれかにより施設する場合。</u> イ <u>電技解釈第二十一条第四号の規定に準じるとともに、機械器具等を収めた箱を施錠すること。</u> ロ <u>充電部分が露出しない機械器具を、次のいずれかにより施設すること。</u> （イ） <u>機械器具を地表上 2m 以上の高さに、かつ、人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること。</u> （ロ） <u>機械器具に人が接近又は接触しないよう、さく、へい等を設け、又は機械器具を金属管に収める等の防護措置を施すこと。</u> 第３条～第１１条 （略）	第１条 （略） （新設） 第２条～第１０条 （略）